

松江市告示第 577 号

松江市市町村特別給付在宅復帰支援費の支給に係る事務取扱要綱（平成 17 年松江市告示第 155 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(申請手続)</p> <p>第 3 条 規則第 6 条に規定する在宅復帰支援費支給申請書には、次_____に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 初月のサービス利用票別表(案)</p> <p>2・3 略</p> <p>(在宅復帰支援費の請求)</p> <p>第 5 条 規則第 8 条の規定により対象者に代わり市町村特別給付に要した費用の支払いを受ける指定居宅サービス事業者が、当該費用を市長に請求するときは、在宅復帰支援費請求書(様式第 2 号)に、次_____に掲げる書類を添付し、島根県国民健康保険団体連合会の審査決定のあった月の翌月の 10 日までにを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、居宅サービス計画に変更があったときは、前項に規定する書類に加え、次_____に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>(申請手続き)</p> <p>第 3 条 規則第 6 条に規定する在宅復帰支援費支給申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 初月のサービス利用票別票(案)</p> <p>2・3 略</p> <p>(在宅復帰支援費の請求)</p> <p>第 5 条 規則第 8 条の規定により対象者に代わり市町村特別給付に要した費用の支払いを受ける指定居宅サービス事業者が、当該費用を市長に請求するときは、在宅復帰支援費請求書(様式第 2 号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、島根県国民健康保険団体連合会の審査決定のあった月の翌月の 10 日までにを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、居宅サービス計画に変更があったときは、前項に規定する書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

(1)～(3) 略

3 略

(公費との適用関係)

第8条 在宅復帰支援費は、介護保険法施行令(平成10年政令412号)第22条の2の2第2項第2号に規定する原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付を受ける者についても支給するものとする。

(1)～(3) 略

3 略

(公費との適用関係)

第8条 在宅復帰支援費は、介護保険法施行令(平成10年政令412号)第22条の2第8項に規定する原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付を受ける者についても支給するものとする。

附 則

この告示は、令和3年11月30日から施行する。